平成２７年（フ）第６３９０号
東京都世田谷区池尻２丁目21－１　若林方202
債務者　染谷　哲生
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　万作
4　破産債権の届出期間　平成27年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３９１号
東京都渋谷区東１丁目２－３　渋谷Ｅアドレス305
債務者　小和田　愛
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川坂　明史
4　破産債権の届出期間　平成27年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１２号
東京都目黒区上目黒３丁目14－２
債務者　水沼　正行
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　純
4　破産債権の届出期間　平成27年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４１号
東京都板橋区本町33－５－103
債務者　川満　優太
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曾我　裕介
4　破産債権の届出期間　平成27年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８号
愛知県春日井市出川町４－12－１　アビタシオンＡ５棟－101、住民票上の住所大津市堅田１丁目１番６号
債務者　伊藤　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９号
愛知県春日井市出川町４－12－１　アビタシオンＡ５棟－101、住民票上の住所大津市堅田１丁目１番６号
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
愛知県豊田市田中町５丁目38番地　トヨタ自動車株式会社第二聖心清風西寮内、住民票上の住所滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋1405号
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３６号
大阪府貝塚市小瀬１丁目34番17－１号
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
広島市西区三篠北町３番45―601号
債務者　木村　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
愛媛県松山市高山町９－６　ｅｔｒａｎｇｅＡ号室、住民票上の住所愛媛県松山市中須賀２丁目４番53号
債務者　武智　秀幸
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３８号
山形県南陽市郡山236番地の２
債務者　齋藤　真一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６１２号
埼玉県朝霞市岡３丁目17番27―303号、旧住所埼玉県朝霞市岡３丁目17番58号　第１春風荘201号室
債務者　青木　和宏
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3349番地12
債務者　松本　和則
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
埼玉県草加市谷塚町731番地１　グリーンアベニュー谷塚１号棟606号室、旧住所東京都港区芝２丁目10番９号
債務者　小林　英雄
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
埼玉県春日部市南１丁目19番27号　パレス春日部202、旧住所東京都東久留米市東本町４番６号　マイルストン東久留米304号
債務者　竹野　麻巳
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
埼玉県春日部市大場1375番地４　ウイル・ロイヤルⅡ－202
債務者　清野　亜美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係